

# 英國法の船舶融資契約の留意点

## マックス法律事務所の松井・秋葉弁護士に聞く

日本の海事クラスターの海外展開に伴い、日本の金融機関や船主が英國法を準拠法とする船舶融資契約に関わる機会が今後増えていく見通し。慣れ親しんだ日本法に基づく船舶融資契約とは考え方方が異なるため、知識不足や見落としから契約を結んだ後にトラブルになるケースもあるという。シップファイナンス分野で英國大手法律事務所と業務提携したマックス法律事務所の松井孝之弁護士と秋葉理恵弁護士に、英國法に基づく船舶融資契約をめぐる状況と契約を結ぶ際の留意点を聞いた。

### ■英國法は国際標準

—— 英國法に基づいた船舶融資契約の状況は。

**松井**「海事分野では、多くの日本船主が進出しているシンガポールも含めて英國法を準拠法とする契約がグローバルスタンダードになっている。ただ、日本企業では英國法は必ずしも浸透しておらず、船舶融資契約は今のところほとんどが日本流だ。今後はシンガポールに進出した日本船主が海外の銀行から融資を受ける場合など、日本船主が関わる契約でも英國法に基づくものが増えていくと思う。日本の金融機関による海外船主向けの融資も、シンジケートローンへの参加を含めこれから増えていくだろうが、その場合も英國法の契約になる。また、最近海外では金融機関による船主向け債権の譲渡が流行っているが、日本の金融機関でも新たな貸出枠をつくるために既存の債権を海外金融機関などに買いとつてもらうというオプションが出てくる可能性がある。日本法に基づく融資契約では海外の金融機関は買い取ってくれないので、そのようなオプションを考

えるのであれば英國法で融資契約をつくるざるを得ない。日本の金融機関の国内船主向け融資案件でも、シンジケートローンに海外の銀行が入ってくる可能性があり、そうするとやはり英國法での契約になる」

**秋葉**「抵当権に関しては、日本船主も多く利用しているシンガポールや香港などの船籍は英國法に準拠することになっているので、そういう船籍の場合は注意が必要だ」

### ■英國法の契約の特徴

—— 英國法に基づく契約は日本法に基づくものとはかなり内容が異なる。

**秋葉**「英國法に基づく契約の一番の特徴として定義がかなり多く、定義だけで20~30ページになる場合もある。ただ、定義を厚くしたからといって必ず安全というわけではない。細かく書いてあるから安全だろうと油断すると重要な部分を見落とすおそれもある。日本



(左から)松井孝之弁護士、秋葉理恵弁護士、赤地茂海事補佐人

法であれば文献を読めばわかるが、英國法ではそうはいかず、気付かないうちにミスをしてしまい契約が無効になることもある」

—— 英國法に基づく契約の特徴は。

**秋葉**「主に4つの特徴がある。まず『約因』(Consideration)と呼ばれる対価が必ず契約書の中で必要になる。1ドルでも1ポンドでもいいのだが、何かしらの対価と引き換えて契約に合意するという形にしないと契約が無効になってしまう。『懲罰』(Penalty)は、実際の損害を超える賠償を課すような条項は無効になるという考え方で、特に裸用船による船舶融資で問題になる。例えば、裸用船の途中で船主が代わった場合に残りの用船料を全て回収できると契約書に書いてあることがあるが、これは実質的にPenaltyに該当する。このような場合、通常取り返せるのは逸失利益程度だと思われるため、残りの用船料を全て回収するというのは明らかに損害を超えていているとして無効になる。『補償』(Indemnity)は英國法の契約書によく出てくる言葉だが、契約書に定めた一定の要件が発生した場合、自動的に契約の当事者が相手に補償する義務

#### 英國法に基づくシップファイナンス契約の特別な考え方

約因(Consideration)	約因とは対価といわれるものであり、契約書にこの約因がない場合は、原則として契約は無効となる。
懲罰(Penalty)	契約書において、損害を超える賠償を課す条項は無効になるという考え方。契約書に書いてあるだけでは安心できない。特に裸用船による船舶融資で問題となる。
補償(Indemnity)	いわゆる保証(Guarantee)とは異なり、契約書に定めた一定の要件が発生した場合は、自動的に契約の当事者が相手に補償を行う義務が発生するという考え方。わが国の債務不履行とは考え方が異なる。
履行拒絶(Repudiation)	三光汽船の倒産でも問題となった英國法の考え方。契約の当事者が履行拒否を表示した場合、相手方は契約をキャンセルして損害を賠償することができるという考え方。

償する義務が発生するという考え方だ。いわゆる『保証』(Guarantee)であれば主債務者が支払わない場合に代わりに支払うが、そうではなく、契約書に定める要件が発生したら賠償するというものだ」

**松井**「Indemnityは契約書で定める条件がそろったら有無を言わざず賠償させるという考え方で、これは日本法にはない。Indemnityという言葉は商社の人もよく使っているが、非常に恐ろしい言葉で、日本企業がIndemnityの条項にサインして数億円の損失を出したというケースもある」

**秋葉**「最後の『履行拒絶』(Repudiation)は、契約当事者が履行拒否を表示した場合、一方当事者は契約をキャンセルして損害を賠償することができるという考え方。シップファイナンスよりも用船契約で問題になることが多く、三光汽船の倒産の際も問題になった。例えば用船者が用船料を支払わないと船主に通知した場合、それを履行拒否の表示とみなし、船主が用船契約をキャンセルして船を引き揚げることがこれに当たる」

—— 英国法に基づく契約でのトラブルの事例は。

**松井**「最近では、ある米国船社が倒産した事例で、同社と日本のファイナンサーが結んだ英國法の契約書の内容が不十分だったために紛争になったケースがある。同じ船社との契約で私が作成に関わった契約書は、英國の弁護士に事前にチェックを受けていたため問題にならなかった。用船契約では多くのトラブル事例があり、例えば用船契約の解除通知が不十分で後で紛争になったケースがいくつもある」

## ■英国事務所の利用が得策

—— 英国法の契約を結ぶ際はどこにアドバイスを求めるべきか。

**松井**「シンガポールなどに進出した日本船主が海外の銀行から融資を受ける際、海外の法律事務所に依頼するやり方と、弁護士を使わないで自分で考えるやり方があるが、後者は非常に危険だと思う。日本の弁護士に依頼するという選択もあるが、英國法と日本法ではやはり違う。日本の司法試験の勉強をしてきた弁護士では限界があり、英國法に関しては本家本元の英國の弁護士に依頼するのが賢明

だ。英國の法律事務所では、スティーヴンソン・ハウッド、ワトソン・ファーリー・アンド・ウイリアムズ、ノートン・ローズ・フルブライトがシップファイナンス分野のビッグ3といわれている。今回われわれが提携したスティーヴンソン・ハウッドは海事紛争チームが充実しているのが特徴で、シップファイナンスに関してはシンガポール、香港、ギリシャに支店がある。スカンジナビアやドイツのマーケットにも伝統的に強い」

「英國の法律事務所と直接英語でやりとりする場合はコミュニケーションの問題があり、慣れている金融機関や船主であればいいが、慣れていないとコストコントロールができなくなってしまうこともある。今回われわれが英國法律事務所と提携したのは、日本の金融機関が英國法の契約書をつくる際のベストチョイスを提供するためだ。秋葉弁護士は提携先の英國法律事務所で研修し家族ぐるみで付き合っており、私も英國のシップファイナンスの弁護士と20年近く付き合っているため、円滑に意思疎通を行うことができる」

(聞き手:深澤義仁)

# 英大手事務所と船舶金融で提携

## ■マックス法律事務所、英國法の契約作成支援

海事分野を専門とするマックス法律事務所(東京・六本木)は英國のスティーヴンソン・ハウッド法律事務所とシップファイナンス分野を対象に業務提携し、今月から提携に基づくサービスを開始した。国内船主の海外進出など日本の海事クラスターの国際化の進展によって、日本の金融機関や船主が英國法に準拠したシップファイナンスに接する機会が増えている。日英の法律事務所が提携することで、日本の金融機関、船主などが日本の海事専門弁護士のサポートのもとで英國弁護士による最先端のサービスを受けられるようになる。

マックス法律事務所は今回の提携に基づき、英國法に基づくローン契約や担保契約の作成、交渉段階に応じた銀行への法的アドバイス、銀行のための意見書の作成などのサービスを提供する。シンジケー

トローンやメザニンファイナンスなどの複雑な案件にも対応する。

実際の契約書の作成と交渉は基本的にスティーヴンソン・ハウッドが担当し、マックス法律事務所も必要に応じて契約書の作成や交渉に参加する。マックス法律事務所が参画することで効率的な指示を行うことができ、その結果コスト削減にもつながる。

スティーヴンソン・ハウッドはシップファイナンスの分野で世界最大手の法律事務所。ロンドンを本拠地にシンガポール、香港、ギリシャなど世界9カ所に支店を置く。

マックス法律事務所シップファイナンス部門の秋葉理恵弁護士は「当事務所が加わった今回のプロジェクトによって、日本の金融機関に英國法による船舶融資契約をより安全にわかりやすく、かつ廉価で提供できるようになった。今回のプロジェクトによって、船舶金

関連  
記事

融の先進国である英國の船舶融資をできるだけ多くの金融機関に伝えたい」と語った。

マックス法律事務所とスティーヴンソン・ハウッドは、今回の業務提携の概要を説明するセミナーと懇親会を9月4日に東京都内で開催し、英國法に基づく契約の標準フォーム(LMAローン・アグリーメント)などを解説する。また、愛媛県今治市で11月26日に地方銀行などが対象の懇親会を開催する。

東京セミナーの開催概要は次のとおり。

▷日時=2014年9月4日(木) セミナー14時~17時30分 懇親会17時30分~19時30分

▷場所=東京千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアカンファレンス イーストタワー2階 Room D

▷参加費=無料 ※同時通訳付き